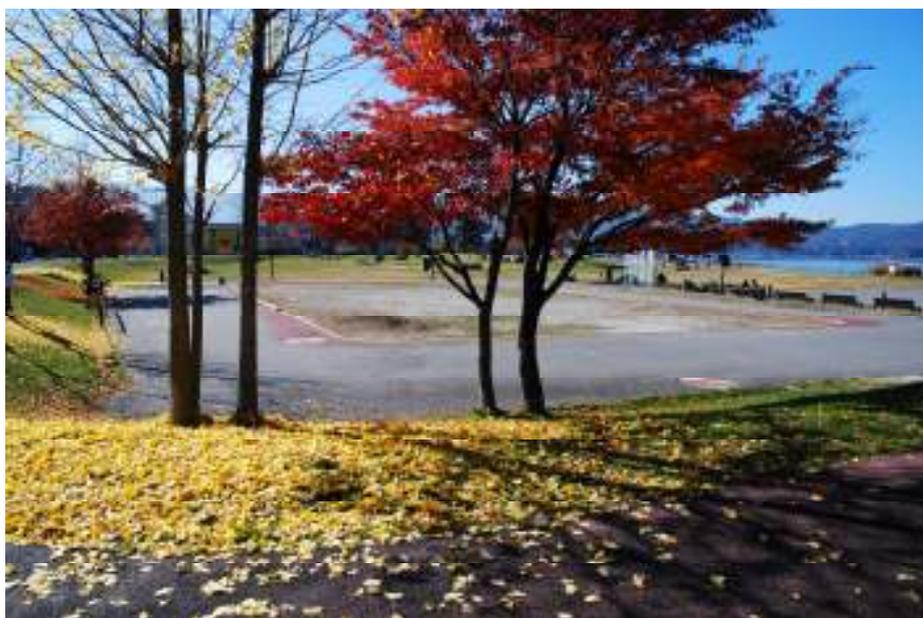


拝啓 社長殿



(諏訪湖畔の紅葉)

FPT 株式会社 FPタックス

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-56-3743 / FAX 0266-58-7843

<http://www.fp-tax.com>

info@fp-tax.com

ar

朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net

今回のテーマ	『ファイナンシャル・プランニングに基づいた保険の見直し ～概説～』	CFP 小 口 厚
--------	-----------------------------------	-----------

まず、前回ご紹介した「ファイナンシャル・プランニング」を簡単に行った例を紹介しましょう。

<簡単なファイナンシャル・プランニングの例>

(単位：万円)

	～30歳	～40歳	～50歳	～60歳	～70歳	～80歳	～90歳
収入	350×10年	400×10年	450×10年	500×10年	250×10年	250×10年	250×10年
支出	300×10年	350×10年	400×10年	500×10年	300×10年	300×10年	280×10年
差引残	500	900	600	300	▲200	▲700	▲1000
イベント	結婚 車	住宅購入 車	子供教育資 金、車	退職金 ローン返済、 車	車		
一時支出	▲100	▲800	▲800	差引き 0			
貯蓄	400	100	▲200	300	▲200	▲700	▲1000

※ 仮定条件： 現在30歳で既婚、貯蓄が400万円。今後子供が2人出生しマイホーム購入。子供2人が大学まで進学、60歳～65歳で定年、退職金で住宅ローン完済。以後年金生活。

1. 「死亡、入院のリスク」と「長生きのリスク」

上記の例でみると、家庭をもった時、「家計を支えている人に万が一のことが起こった時のリスク」と同時に「長生きのリスク」も考慮に入れたいといけなくなります。

(1) ファイナンシャル・プランニングの重要性

上記の例は、リタイア後(老後)の生活が長くなれば、生活資金が不足する状況になってしまう例ですが、もちろん、平均寿命くらいまで生きても十分資金保持できる結果となる場合もあります。

いずれにしても、ご自分(たち)の将来がどのようなものになるかをファイナンシャル・プランニングにより、具体的に算出してみないと有効な保険の見直しもできないこととなります。



★ポイント → 保険の見直しの第一歩は、ファイナンシャル・プランニングから！

2. 現在加入している保険の内容をしっかりと理解する(現状分析)

保険の見直しを行なう時、まず現在加入している保険がどのような内容のものを正確に分析・把握する必要があります。

(1) 死亡保険(個人年金保険)

保険契約者は？ 被保険者は？ 保険金受取人は？ 主契約は何？ 特約はついているのか？
保険金額は？ 保険期間は？ 保険料の支払い期間は？ 支払い保険料は一定か変わるのか？

(2) 医療保険

どういう条件で支払われるのか？(特に1入院での支払い限度日数、合計の支払い日数限度は？)
保険金額は？ 保険期間は？ 保険料の支払い期間は？ 支払い保険料は一定か変わるのか？



★ポイント → 保険の見直しは、現状の保険分析を正確に！

3. 本当に必要な保険とそれほど必要のない保険の区別

会社等の社会保険や国民健康保険・国民年金保険等公的保険に加入している場合は、私たちが予想している以上に、万が一の場合に役立ってくれることを知っておく必要があります。

以下に代表的な例をご紹介します。

※ 下記の内容は、概略をお伝えするもので、社会保険と国民健康保険・国民年金保険とでの差異、支給の条件の差異、金額の差異等、ご加入の公的保険の種類や個人の所得により異なる場合がありますのでご注意ください。

(1) 遺族(厚生)年金

社会保険、国民年金加入者が死亡した場合、細かい条件、差異等はありませんが、遺族の生活保障として、遺族(厚生)年金が支給されます。これを加味して死亡時の保険金額を算出していますか？

(2) 高額医療費制度

社会保険、国民健康保険の加入者が入院した場合、1ヶ月の支払い金額が約8万円以上の場合は、後から払い戻されます。(差額ベッド代、自由診療等で保険対象とならないものは除く)

これを加味して医療保険に加入していますか？

(3) 傷病手当金

社会保険加入者が、病気、ケガ等で会社を休み給料が会社から支給されなくなると4日目以降最大で1年6ヶ月の間、「標準報酬日額」の6割が支給されます。(加入している健康保険により異なる)

これを加味して、医療保険、収入保障保険に加入していますか？



★ポイント → 上記のような公的保険制度を勘案した上で、必要な保険金額を算出する！

4. 「一般的にいくら・・・」でなく「自分(たち)はいくら・・・」で保険を考える

保険会社の営業員に、「一般的にはこれくらいの保険に加入した方が・・・」と言われるままに加入していることは、ご自分(たち)にとっては、無駄があったり、逆に必要なものが不足している場合が多々あります。

大切なお金を有効に無駄なく使うためには、自分(たち)に合ったオーダーメイドの保険加入プランを作成することが大切です。



★ポイント → 保険の無駄を省き、資金の有効利用のためには、オーダーメイドの保険プラン作成しよう！

5. 定期的な見直し

子供が生まれたり、住宅を購入したりと家庭内で大きなイベントがあった時は、保険の見直しが必要となる場合があります。定期的な見直しをし、更に有効なものとしていきましょう。

<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第9号 住宅のバリアフリー改修促進税制</p>	<p>大久保 久美子</p>
---------------	---------------------------------------	----------------

急速な高齢化が叫ばれる中、高齢者等が安心して快適に自立した日常生活を送ることができる居住環境を整備し確保するために、自発的なバリアフリー改修を促そうと、バリアフリー改修促進税制が創設されました。今回は、この制度についてみていきましょう。

1. 制度の概要

一定の居住者が、居住の用に供する家屋について、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った場合に、その家屋を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、増改築等に関する借入金等の年末残高の一定割合が、所得税額から控除されるという制度です。

この制度は、現行の住宅ローン控除、または、税源移譲に伴う住宅ローン減税効果確保のための特例措置との選択適用とされています。

2. 所得税額からの控除額等

バリアフリー改修工事を含む増改築等に関する借入金の年末残高(1,000万円が上限)のうち、一定のバリアフリー改修工事にかかる借入金の年末残高(200万円が上限)の2%相当額(最高控除額4万円)と、一定のバリアフリー改修工事以外のその他の増改築工事にかかる借入金の年末残高の1%相当額(最高控除額8万円)が、5年間にわたり所得税額から控除されます。

3. 適用対象者

バリアフリー改修促進税制の適用を受けることができる者は、以下のいずれかに該当する者です。

- ①年齢50歳以上の者
- ②介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている者
- ③障害者である者
- ④居住者の親族のうち上記②もしくは③に該当する者または年齢65歳以上の者のいずれかと同居している者

4. 適用対象となる増改築等住宅借入金等の範囲

バリアフリー改修促進税制の対象となる借入金等とは、償還期間が5年以上の借入金等および死亡時に一括償還する借入金等をいいます。

5. 適用対象となるバリアフリー改修工事

バリアフリー改修促進税制の対象となるバリアフリー改修工事とは、以下に該当する工事で、30万円(補助金等をもって充てる部分を除く自己負担額)を超えるものをいいます。

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの設置
- ⑥屋内の段差の解消
- ⑦引き戸への取り替え工事
- ⑧床表面の滑り止め化

なお、一定のバリアフリー改修工事であることについて、住宅の登録性能評価機関、指定確認検査機関または建築士が発行する証明書による証明が行われることが必要です。

今回のテーマ	相続にまつわるQ&A集シリーズ ①	税理士 朝倉 令子
--------	-------------------	-----------

Q1 相続税とはどのようなときにかかる税金ですか？

A1 相続は、個人の死亡によって開始します。相続が開始することによって、死亡した人（被相続人といいますが）の相続人は、被相続人が生前に所有していたプラスの財産（現預金、不動産、有価証券等）およびマイナスの財産（借入金等）を包括的に承継します。

ただし、被相続人の一身に専属するものは除かれます。たとえば、被相続人が取得した資格等は相続されません。

相続により取得した財産が、一定の額を超えると相続税がかかることとなります。相続税は、相続で被相続人の財産を取得した人にかかる税金です。

Q2 相続税がかかる財産・かからない財産は？

A2 相続税の対象となる財産は、一部の非課税財産を除いてほとんどの財産です。

相続税のかかる財産の例示

- 現金・預貯金
- 土地（宅地・田・畑・山林等）
- 建物
- 有価証券（株券・国債・社債等）
- 生命保険金・死亡退職金
- 家庭用動産（貴金属等）
- 事業用財産
- ゴルフ会員権等
- 死亡前3年以内に贈与された財産 等

相続税のかからない財産の例示

- 墓所・霊廟・仏壇等
- 生命保険金・死亡退職金の一部（500万円×法定相続人の数）
- 相続税の申告期限までに国等に贈与した財産 等

注意！ 家族名義の預貯金等で、実質的に被相続人のものと認められるものは相続財産となります。たとえば、子供名義でした定期預金の印鑑を被相続人が管理していた場合とか、子供名義の定期預金の存在を子供自身が知らなかった、といった場合です。

次号の予告

1. 保険見直しの前提となる公的保険
2. 税制改正情報 第10号 年末調整の今年の変更点
3. 相続にまつわるQ&A集シリーズ ②

(※尚、テーマについては変更になる場合もございますので、
ご了承下さい。)

FPT 株式会社 FPタックス

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95
 TEL 0266-56-3743 / FAX 0266-58-7843
<http://www.fp-tax.com>
 info@fp-tax.com



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95
 TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931
<http://www.asakura-office.net>
 info@asakura-office.net

